明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

税状況調第42表の表側「道府県民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額を控除した額に1.000（ただし、東京都にあつては1.047）を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に1.001を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

G　市町村税課税状況調第20表の表側「令和３年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和４年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に1.037を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に0.667を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

二　前年度における分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

$H \times \underline{0.986} \times 0.75 - I \times \underline{0.986} \times 0.75$

$H \times \underline{0.986} \times 0.75$ 及び $I \times \underline{0.986} \times 0.75$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

I　前年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和５年総務省令第61号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和５年改正前の省令」という。）第18条第３項第１号算式の符号Bの額

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

$(A \times \alpha + B) \times 0.75$

算式の符号

［略］

α　1.01

［二・三　略］

5　利子割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

税状況調第42表の表側「道府県民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額を控除した額に1.000（ただし、東京都にあつては1.063）を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に1.015を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

G　市町村税課税状況調第20表の表側「令和２年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和３年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に1.034を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に0.667を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

二　前年度における分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

$H \times \underline{0.982} \times 0.75 - I \times \underline{0.982} \times 0.75$

$H \times \underline{0.982} \times 0.75$ 及び $I \times \underline{0.982} \times 0.75$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

I　前年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和４年総務省令第50号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和４年改正前の省令」という。）第18条第３項第１号算式の符号Bの額

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

$(A \times \alpha + B) \times 0.75$

算式の符号

［同左］

α　1.03

［二・三　同上］

5　利子割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。